

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年 8 月 8 日（水） 11:10～11:51

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団湊志会瀬田クリニックグループ代表

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

竹内 信義 熊本県農林水産部政策審議監

千田 真寿 熊本県農林水産部農林水産政策課長

松木 聡 熊本県農林水産部森林局森林整備課長

後藤 雅彦 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課政策監

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて～平成28年熊本地震からの復旧・復興と、世界とつながり、世界と戦えるくまもと農業の実現へ～について

3 閉会

○蓮井参事官 それでは、本日 3 コマ目でございます。熊本県にお越しいただいております。「グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて」ということでございます。

八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 早朝からお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、御提案について御説明をお願いいたします。

○竹内政策審議監 熊本県でございます。本日は知事、部長が、高校生県議会というものがございまして、そちらの出席のために不在にしております、代わって出席させていただきました、農林水産部政策審議監の竹内と申します。今日はよろしくお願いいたします。

また、関係課の課長も同行しております。

まず、1月31日のヒアリングにおきましては、貴重な御指摘をいただきありがとうございました。知事も、八田座長を始め皆様の前で直接御説明させていただいたということで、手応えを感じていたようでございます。

本日の説明では、前回のヒアリングから7か月ほどたちましたので、改めて本県の国家戦略特区の提案の全体概要をまず簡単に説明させていただきます。その説明の後に、前回のヒアリングの際にいただきました御意見なども踏まえた変更点などについて御説明させていただけたらと思っております。

説明資料の1ページをお願いいたします。まず、「グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて」、どういう現状と課題があるかということ資料の左の列に記載させていただいております。

こちらに記載しておりますとおり、平成28年4月に熊本地震が発生いたしまして、県内農業も非常に甚大な被害を受けております。

①に記載しておりますとおり、平成30年3月13日に確定したところで1,826億円ということで、農林水産被害としては、新潟県の中越地震や阪神淡路大震災等を超える規模の被害を被っているところでございます。

こういった中、②に記載しておりますとおり、労働力不足が深刻化してきているところでございます。有効求人倍率が過去最高となっておりますけれども、震災の復興に向けての人材の需要がかなり大きくなっていますので、労働力不足が増えているところでございます。そういった中ではございますけれども、下から三つ目に農業産出額、輸出額等を記載させていただいていますが、非常に厳しい中でも農業者は力強く営農を続けているところでございます。困難を乗り越えていく基盤は揺らいでいないという状況にございます。

一方で、蒲島県政として進めてきました、世界とつながる動きというのもやっております。一番下に記載しておりますとおり、東南アジアを中心に、本県への農業研修等が増加するなど、海外との交流を広げているところでございます。

このような状況を踏まえまして、この資料の真ん中辺に（１）から（３）まで記載させていただいておりますが、まず、「（１）震災復興にもつながる外国人材の受入・育成体制の整備」ということを中核といたしまして、「（２）戦略的な輸出・インバウンド推進と新たな産業の創出」として、食肉施設のハラール認証取得、あるいはクルーズ船来航などのアドバンテージを活かした取組等を行っていくこと。そして、農業機械の自動化等によります「（３）農業技術イノベーションの促進」。これらを一体的に推進することで、

熊本地震からの早期の復旧復興、それから世界とつながり、世界と戦える競争力の高い熊本の実現を目指しているところでございます。

そういったことに関連いたしまして、下に記載のとおり、関連の規制改革メニューを御提案申し上げているところです。これが、本県が提案しております国家戦略特区の全体像になります。

2 ページからが、前回ヒアリングの際に御指摘をいただきました点を踏まえまして、検討等を行ったものでございます。

まず、1 点目が2 ページでございますが、タイトルに記載しておりますとおり、震災復興を進める熊本から始める「グローバルな農業相互支援及び高度外国人材」の育成体制の整備ということについてでございます。前回、委員の皆様方から、農業外国人材の受入れに当たっては、熊本地震での復興支援に限定するのではなくて、本県の持つ高度な農業技術に加えて、これまで本県が向き合ってきた地震、あるいは高潮、火山の噴火などの災害を通じて得た技術について、技術交流や技術の移転という視点を入れていってはどうかというアドバイスをいただきました。これを踏まえまして、このページのように整理させていただいているところでございます。前回のヒアリング時に、知事のほうから、これからグローバル農業を作っていくためには人と技術と物が必要だと申し上げました。このような観点から、本県はMOUをインドネシアのバリ州と締結しておりますが、MOUを締結している海外との技術交流に取り組んでいるところでございます。

今後、特区制度を活用いたしまして、さらに高度な農業人材を育成できるよう、本県の災害対応技術を含めた高度な農業技術の輸出に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

国内におきましては、資料のほうに記載等はありませんけれども、東日本大震災の際には、本県が過去の台風で経験いたしました塩害を乗り越えるための作物指導、それから農地の塩抜き等を支援しております。西日本豪雨の際には、熊本地震の経験を基にいたしまして、災害復旧手続の支援等を行っているところです。こういった蓄積している知見を海外にも伝えていきたいと考えているところでございます。

研修の受入れ体制としては、資料の下に記載しておりますように、こういったコンソーシアムを作りながら取り組んでいくということにしております。

3 ページをお願いいたします。このページにつきましては、現在の国の外国人技能実習制度、国家戦略特区と、熊本県の提案を整理させていただいております。

グローバルな農業相互支援及び高度外国人材の育成に加えまして、もう一つの熊本型特区としての大きな特徴が、一番下の行に記載しております「(カ) 生活支援」になります。公営住宅の利用要件の緩和、年金納付猶予、自家用車送迎体制の緩和、運転免許証の手続簡素化といったことを行いまして、外国人の方の生活環境等の改善を行うことで、雇い手と働き手、両者がWin-Winの関係作りを目指しているところでございます。

また、熊本型特区では、多様な業務研修の一つといたしまして、現行の特区制度には含

まれておりません選果場における業務を含めております。吹き出しのほうに記載させていただいておりますが、従来選果場というのは、生産者の方がそれぞれ行っていたものを集約化、効率化したものでございます。まさに生産活動と一体のものでございます。また、生産物の品質、価格を決めるとも重要な作業となっております。生産現場の実態を踏まえまして、不可欠な業務ということで提案させていただいているところでございます。前回の特区のヒアリング等でいただいていた意見を踏まえまして、「(ア)目的」と「(イ)外国人材の要件」のところに、変更後の記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、二つ目のハラール食肉生産活動に関するスローターマンの関係でございますが、こちらについても前回御指摘をいただいたところについて、4ページで整理させていただいております。スローターマンというのは、イスラム教徒のと畜人のことでございます。ハラール認証を受けるためには欠かせない人材でございます。スローターマンの要件というのは、国や地域によって異なるところですが、2の認証状況等の表を御覧ください。(イ)のところにスローターマンの要件を記載しておりますが、牛肉であれば、インドネシア、マレーシア、UAEで要件がそれぞれ異なっております。特にインドネシアにつきましては、インドネシア人であることとなっております。(ウ)のスローターマンの雇用状況を御覧いただきたいのですが、現在2名の方が雇用されておりますが、農林水産省の水産局長公告に基づく特別許可での入国、就労が認められているところでございます。こちらにつきましては、今非常に厳しいところで決まっているところでございます。

5ページをおめくりいただきたいのですが、こちらで国の制度、それから本県が提案しております内容を比較させていただいているところでございます。この中段の「(ウ)事業所(食肉処理施設)の主な要件」を御覧ください。こちらにつきまして、国の制度では、認定要件として三つ掲げられております。一番下の三つ目のポツの要件といたしまして、認定から5年間までにハラール事業所で生産されたハラール牛肉のおおむね全量がイスラム圏に輸出され、または主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等へ出荷されることが求められているところです。

ところが、現在の状況でございますけれども、本県の事業所で生産されましたハラール牛肉で、この基準に合致するものが全体の5%程度にとどまっているところです。この状況は他県も同じような状況と伺っているところです。こういった厳しい要件では、ハラール食肉の生産が非常に困難になってまいります。

そこで、私ども熊本県の提案の中段の真ん中あたりに書いていますが、特区に限りまして、入管法において、スローターマンの在留資格を特定活動として規定していただきまして、事業所の要件、定期確認等も緩和していただくことで、長期的、戦略的な視点での経営が可能となる。それによりまして、新規での参入がしやすくなっていくのではないかと考えています。本県におきまして、新規参入等を考えているところがあるのですが、なかなか厳しい条件ということで、踏み出せていない状況がございます。新規参入がしやすくなることで、輸出の拡大、それからインバウンドの促進につながっていくのではないかと考えています。

ころです。スローターマンについては以上でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。前回のヒアリングの際に御指摘をいただいた3点目でございますが、森林の担い手への集約と新たな参入の加速化・実現についてでございます。こちらにつきましては、前回ヒアリングの際に事務局のほうから、森林の提案は特区でしかできない部分があるかなどと、今後具体的な協議をしていきたいという御発言をいただきました。

そこで今回、国の制度と本県の提案を整理してまいりました。森林、林業に関しましては、本年5月に森林経営管理法が成立しております。これに基づきまして、来年4月からは新たな森林管理システムが出てまいりますが、これに対応できない部分につきまして、県独自の提案を行わせていただいているところでございます。

国の新たな森林管理システムにおきましては、森林所有者に対して、森林整備の意向調査を行うことが取組のスタートとなるところでございます。

ところが、ここの部分につきまして、私どもの経験上、まず、森林所有者の方がどういう方なのか知るためにコンタクトを取るために、森林所有者の方の登記情報が必要になるのですが、この多くが現実的には更新されていないということが非常に大きな障壁になっております。すなわち、所有者の探索に多くの労力と時間を要することになりますので、こちらの資料の（エ）と（オ）を御覧いただきたいのですが、所有者不明森林ということで、固定資産台帳の情報提供、それから、登記の義務化を可能とさせていただくことで、更新されないという障壁をクリアして、新たな森林管理システムの実効性を担保していきたいと考えております。

また、所有者不明の森林への対応が現場では急務になっておりますので、ここの（ウ）で所有者不明対策を記載しておりますが、県におきましては、ここの部分をできるだけ簡素で継続性のある手続を提案しているところでございます。所有者が一部不確知の場合、事実上の管理者の判断で、自治体等による利用権の設定や管理委託を行うこと。それから、所有者不明の場合は自治体による公示を経て、自治体等による利用権設定を可能にするといったこととでございます。こういったことをやることで、新たな森林管理システムによる意向調査が進んで、森林を手放したい森林所有者が多くなった場合におきましても、（ア）に示しておりますように、県段階に森林中間管理機構、これは私どもが全国に先駆けて、農地におきまして中間管理機構を蒲島知事のもと作ってまいりましたノウハウも持っておりますので、そういった部分を森林のほうにも適用して、中間管理機構を設置いたしまして、意欲ある担い手を斡旋するスキームを御提案しているところでございます。こういったことによりまして、森林所有者から市町村への管理委託と併せて、森林の集約化が促進できるのではないかと考えているところでございます。

以上、前回御指摘をいただきました三つの点を中心に御説明させていただきました。

最後に、資料にはございませんけれども、もう一点、申し述べさせていただきたいと思っております。新たな在留資格の関係でございます。6月15日に骨太方針2018が閣議決定

されております。就労を目的とした新たな在留資格の創設とともに、外国人材の受入環境の整備についての方針が示されております。早ければ来年4月の施行、受入業種には農業も検討ということで報道されております。私ども行政、生産現場の方たちも国家戦略特区との関係を非常に注視しているところです。

本県が目指すところは、グローバル農業の戦略拠点として、雇い手、働き手がWin-Winとなる関係の構築でございます。こういったところが円滑に実現できるよう引き続き特区につきましても御指導よろしくお願いいたしたいということを申し述べて、私の説明を終わらせていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、私のほうから二つ御質問がございます。

まず、今度森林管理システムが新しく出来たことによって解決したものも、ある程度あるのですか。それとも、これは先程の不明土地のために、ほとんど意味がないものなのでしょうか。

○松木課長 森林の担当でございます。

今回の林野庁が作られた新法でございますが、かなり前に進んだものというところで、我々現場としては非常にありがたく思っております。

すなわち、所有者を特定するときに、かなり探すわけでございますけれども、どの範囲まで探していいかというところに苦労すると思います。そういう中で、林野庁は今回配偶者とその子どもまでという探す範囲を限定的にさせていただきましたので、これはかなり前に進むところはあるのではないかと考えてございます。

○八田座長 そうすると、非常にざっくり言って、何割ぐらいがこの追加の熊本県の提案で解決するのですか。

○竹内政策審議監 より簡潔に、早くできるようになるかなと思っております。

○八田座長 しかし、とにかくまず第一歩としまして、不明でないところをどんどんやる必要がありますね。それはそれなりにある程度の時間がかかるのだと思います。

それから、ここでおっしゃっている中間管理機構というのは別に法律に関係なく、作ろうと思ったら作れますね。

○松木課長 はい。

○八田座長 ですから、今回の管理システムに対応して、中間管理機構を作って促進するということはできる。しかし、もちろん不明な土地について解決するということは重要なことだからあれだけけれども、タイミングの問題として、どれだけ急ぐかということはあるかもしれません。

もう一つだけ。ハラル認証についてなのですが、現在全国的に5%ぐらいしか輸出したり、専門のところに出していない。これはどうしてなのですか。需要があまりないということなのですか。

○千田課長 現実のところ、輸出を進めてはいるところですが、実際100%のうち5%のみ

がムスリム向けになっているのは、飲食店や小売店がハラールを担保する環境を整えることは容易ではないためです。このため、残りの95%については、国内の、うちで言えば県内の一般のスーパー等で流通させてもらっているという状況になっております。

○八田座長 そうすると、国内でハラールを売りにしているレストランがあるとして、特に観光客のためで、そこがハラール牛肉を手に入れたいと思ったら、割と簡単に手に入る状況なのですか。

○千田課長 5%のみしか実際に回っていないので、素材としては入手可能であると考えております。

○八田座長 分かりました。以上です。

委員の方からどうぞ。

○八代委員 今の続きなのですが、逆に言うと、ハラール市場というのはものすごく潜在的な大きさを持っているけれども、問題はそれができる技術者が今は2人しかいない。それが増えないのは、法務省が全部輸出しなければダメだということを言っているの、そこを規制緩和すべきだということですが、ある意味で考えたらすごく簡単で、その2人の人は、日本人にはできないし、まさにこの人しかできない技術を持っているのだから、極めて高度技術者ですね。規制緩和というか、いわゆる高度人材の定義を拡大すればいいわけですね。日本人では到底できない非常に高度な技術はともかく、その人しかできないのだから高度な能力を持っているわけで、そういうアプローチはどのようなのですか。特定資格とおっしゃったのですが、それでもいいのですが、別に遠慮しないで、普通の高度人材でいいのではないかとというアプローチはどのようなかというのが一つ。

それから、ハラールは、いわゆるユダヤ人のコーシャと極めて似ているわけで、条件は違うと思いますが、同じ仕組みをやれば、世界に住んでいるユダヤ人、日本にもたくさん住んでおられますし、彼らにも同じ手法は適用できるのではないかと思うのですけれども、そういう意味では、これは非常に画期的なやり方だと思います。

○千田課長 ありがとうございます。

位置付けとしては、いずれにせよ在留資格に位置付けがあれば、現状の特別許可という手続よりは格段にありがたく、入管がかなりできるようになる、人材確保が進むと考えておりまして、おっしゃっているような別のアプローチでも対応は可能だと思っております。

また、ユダヤ人のほうについて、現状では詳しく情報を収集しておりませんが、市場化が拡大できるのであれば、非常にありがたく考えております。取り組むべき分野だろうと考えます。

○八田座長 委員の方から、ほかにございませんか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 記憶があやふやなので、どなたか御存じだったら教えていただきたいのですが、ハラールのスローターマンが日本に在留するとすれば、今でも入管法上の在留資格は特定活動ではなかったですかね。

特定活動は非常に複雑で、法務大臣が個々に認定するという事になっているのだけれども、告示で一般的にこういう仕事と決まっているのです。それが告示内特定活動というのだけれども、告示外も可能なのであって、告示外の特定活動としてスローターマンが認められていることがあるという整理だったように私は記憶しているのです。

そうだとすると、熊本県の御提案でも、特定活動であるということ自体に変わりはないことになって、枠組みは変わらないのだけれども、例えばの話、告示の中に明確に位置付けて一般化するとか、そのようになるのかなと思って伺っていたのです。私は知識自体があやふやなので、そもそも根本から間違っているかもしれないのですが、どうですか。

○千田課長 ありがとうございます。

私どもが把握している部分で、現在の特別許可につきましては、いわゆる在留資格の特定活動という入管法の根拠条文とは違うと聞いております。在留資格で言えば、第2条の第2項が現在の根拠法になっておりますが、ここを改革、規制緩和していただきたいという提案にしております。

○安念委員 ちょっと整理します。すみません。私がいい加減かもしれない。

○八田座長 ほかにございませんか。

ハラルのことばかりで申し訳ないのですけれども、スローターマンの年間の給与は大体どのくらいですか。

○千田課長 すみません。年間の給与の資料までここにお持ちしておりません。

○八田座長 とにかくスローターマンとして、ハラルだという触れ込みでたくさんのインドネシアの人を入れて、実際はそれを全部普通のスーパーに出すとすると、要するに低賃金労働を入れるためだけの口実ではないかと思えてしまうと残念だなと。

私は、ハラルはものすごく重要だと思うから、本当に足りないのかと思っていたら、5%というのはちょっと理屈が弱いのではないかなという気がするのです。その恐れはないですか。

○千田課長 現在、本県ではムスリム向けの輸出に取り組んでいるところです。

例えば、インドネシアにつきましては、平成26年度から輸出の取組を開始しております。平成28年度は2.4トン、昨年度の平成29年度は9.0トンと、順調に輸出が伸びているところです。

また、マレーシアにつきましても、昨年12月に初輸出を開始しております。さらに、UAE、バーレーン、カタールと認定手続を終えておりまして、今後輸出の量はどんどん増えていくものと考えております。そういった輸出量の拡大のためにも、継続的に体制を整えるために人材確保のための規制緩和が必要だと考えております。

○八田座長 今は5%だけれども、元々は1%ぐらいだったのがどんどん増えてきたということですか。

○千田課長 おっしゃるとおりだと思います。今後も増やしていきたいと考えております。

○中川委員 今の八田座長の質問に関連してなのですが、要は、イスラム国相手の

輸出と、イスラム教徒をもっぱら対象にするレストランについては認めるけれども、95%は大体スーパーに回っていますと。

そのときに、八田座長が心配しているのは、普通の肉を作る労働と競合するような形で入り方をするということについて、規制当局も非常に心配すると思うのですけれども、スーパーへの流し方というのは、普通の牛肉として流しているのか、それともハラール商品として流していて、例えば、買うとしてもハラールだからやや価格が高くて、普通の牛肉とは差別化されているかとか、そういった情報をいただきたいなど。要は、普通の牛肉の生産みたいなものと差別化されているのかという部分は我々も少し把握しておいたほうがいいかなと思うのです。

○千田課長 県内の実情で申しますと、ムスリム向けの肉以外は、一般的な普通の牛肉と同じように、特にハラールマークを付けることなく店頭に並んでいる形となっておりますので、特にその部分だけ価格が高くなっているとか、そういったことではございません。通常の牛肉と同様の販売が行われている状況になっております。

○中川委員 それは何となく趣旨とは違うような気がしていて、95%が普通のお肉を作るというところで流れているのだとしたら、ハラール商品を作るために入管していただいた。それにもかかわらず、普通の牛肉を作っていたらいい。そういうことは、制度が想定しているものとはやや違うと思います。

もしも95%の部分について救いたいと思うのであれば、ハラール商品として流すと。それについては、もっぱらイスラム教徒を対象とするレストランは限定し過ぎでしょうと。あるいは、もっぱらイスラム教徒を限定としない普通の飲食店でもハラール商品を出すかもしれないし、それを流すことがある。あるいは、スーパーに対して肉を流すことがあるかもしれないけれども、ハラール商品として流すのだと。だからこそ、ハラール商品を作ることが、この人しかできないから入れていくのだと。そういう理屈が私は必要に思うのですけれども、普通の牛肉として流れているのだとすると、規制当局が考えているような理屈を乗り越えるのには、ややハードルが高いのかなという印象を持っています。

○竹内政策審議監 今は私どもも輸出、国内の市場を開拓しているところではあるのですけれども、一定量のハラールを出す上では、それ以外にハラールで必要がない部分はどうしても出てしまう。ただ、ハラールとして出すためには、この4ページの表に記載しておりますように、(ウ)の「d スローターマンの業務内容」ということで、通常のと畜ですと、機械で気絶させて血を抜いてという非常に単純作業的に行くのですけれども、これがすべてイスラム法にのっとって、祈りを捧げてやる。手数をかけてやる。それをやらないうちは、5%のハラールの部分を出せない状態になる。要は、95%を作りたいわけではなくて、5%を作るためにどうしても残りが出てしまうということで、単にと畜人の方を雇いたいがためにやっているわけではないというところは御理解いただければと思います。おっしゃるように、ハラールで作っているのであれば、スーパーに出すものについてもハラールですと出せばいいではないかというお話があるけれども、そこはちょっと中で

もどういうことができるのか、ある面でそういう市場を、逆に言うと、消費者の方が敬遠される可能性もあるものですから、そこはちょっとマッチングとしてどういうことができるのかというのは、今回の御指摘もいただいたところで、もう一回深く検討していきたいと思っております。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 私も今のお話はすごく気になっていました。ハラールそのもののブランド価値が何なのかということがよく理解できていません。肉質だとか栄養価だとか、また宗教上の問題がある中で、何らかのブランド化戦略を考えないといけないのではないかと思います。95%が無駄になっている印象があるのですが、その根本的な課題解決が必要なのかなと思います。

あと、もう二点、元々（１）の人材の関係ですが、バリ島とはMOUを結ばれたとおっしゃってましたが、ほかの国々との具体的な協議の進捗状況と、熊本県内での災害対策機能の受入れの事業者はどれぐらいあるのかをお伺いしたいと思います。

○千田課長 まず、海外との技術交流の部分ですが、バリ州につきましては、一昨年度にMOUを締結しておりまして、昨年度から具体的に技術支援を行っております。

具体的に言いますと、年に一回ほど、バリ州の農業者が本県に来まして、現場検証を行いますのと、逆に、バリ州のほうからは、現地の農園の技術指導をしてくれという要請がありまして、年に三、四回、本県の技術者が現地へ赴きまして、野菜、果樹、畜産の技術指導を行っているところです。

また、タイにつきましても、一昨年度から定期的に同じように研修団の派遣が始まっておりまして、年に一回程度技術研修に来られているところです。

ミャンマー、ネパール等につきましても同様でして、近年本県の県内での技術研修の申し出がありまして、その都度対応を行っているようなところになっております。

○八代委員 せっかくお祈りして、時間をかけて作った肉を普通の日本人が食べているというのはちょっともったいないので、日本は別に熊本県以外にイスラム系の人はいくらいるのだから、ハラールだというマークを付けて、なぜ国内に高く輸出できないのですか。

それから、日本人が嫌がるというのはおかしいので、別にお祈りするだけで、ほかは違いはないわけですから、それはもったいないなと私も思います。中川委員がおっしゃったみたいに、法務省がそれを知ったら、取り消される可能性がありますね。だから、そこは慎重にやられたらと思います。

○村上審議官 事実関係だけ。特別在留許可制度は、在留資格がない人に対して、特別に在留を個別許可する制度でございまして、基本的にはいること自体が違法だという認識の上で、法務大臣の個別裁量で在留の許可を個別にしているという制度の枠組みを使って、現在これが特別許可されているということかと思えます。

○安念委員 在留特別許可でやっているの。

○村上審議官 そういうことだと思います。もう一回、よく法務省に確認しておきますけ

れども、在留特別許可を使っているということだと思います。だから、在留資格としての住みかは現状ない。

○安念委員 本来ならば退去強制されてもしょうがないと言うとちょっとかわいそうだからというのがその制度ですね。

○村上審議官 そういうロジックの制度の延長線上を引用しているというのが現状です。

○千田課長 ありがとうございます。

入管法の第12条が根拠になっております。

○村上審議官 議論に出ませんでした。選果場は農林水産省の解釈で確認をしたところ、農業生産活動の中に入れていいということで、特区の中でも選果場はできますので、そこだけ参考までに。

○安念委員 もう一ついいですか。森林の話なのですが、A3の資料の6ページ目のほぼ真ん中あたりなのですが、所有者が一部不確知の場合の話ですけれども、今度の新法によると、しかし確知者の全員同意がないと利用権を設定できない。その要件を緩和してくれという御提案だとお見受けしたのですが、この場合、確知者の意思の確認はできるわけですね。その人々がどういう状態を想定しているのか。つまり、明示的に同意はしていない。言を左右していて、うんとも嫌とも言わないという状態ならば、利用権を設定できるという御趣旨なのか、それとも、明示的に反対する者がいても、利用権を設定できるようにしてくれという御趣旨であるのか、もし後者だとすると、日本の所有権法制にとってはかなり劇的な制度になりますが、どういうお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○松木課長 後者のところは、かなりハードルが高いと思いますので、基本的に我々が考えておりますのは、確知者はかなりネズミ算式に増えています。その中で、実態として税を払っている方、地元におられて引き継がれて、しっかりと税を払っている方がおられますので、その方の判断に委ねてはいけなんでしょうかという御提案でございます。全員に確認するのではなくて、地元に残って、実際に税金をお支払いしている方の確認ということです。

○安念委員 なるほどね。

○竹内政策審議監 現実の感じでは。

○安念委員 よく考えてみましょう。分かりました。

○八田座長 最後になるかもしれないのですけれども、塩害とか地震とかは非常に意義のあることだと思うのですけれども、元来ならばODAでやるべきことですね。

それから、おそらくそういうことについては、向こうの政府の方針をきちんと決めさせることが重要で、かなりエリートの人たちに来てもらって、そして実情を知ってもらう。そして、向こうに戻って訓練するというのが、おそらく日本では普通の農家に訓練しているのかどうか知りませんが、ある程度指導者がそういう政策をできるようにする。熊本県の役割ではないかもしれないけれども、そのようなことは多少やったりはしたのですか。向こうの指導者に来てもらうというようなこと。

○竹内政策審議監 政府間レベルでいきますと、先ほどのMOU、バリのほうと技術交流をやっていますけれども、あちらも火山があり、私どもも阿蘇の火山の害があります。耕作される方々が自分たちの知見として火山灰土壌に対する植栽などを身に付けることで、バリのほうの農業者の方たち全体の農業に対するスキルが上がっていくのではないかと、いうところで、トップダウンというよりは、ボトムアップ的に横に広がる部分はあるのではないかと考えているところです。

○八田座長 分かりました。災害対応と書いてあったので、私はもうちょっとトップダウンが必要かと思ったけれども、火山灰土壌での農業というような研修をしたいと。それは分かるように思います。

○竹内政策審議監 あと、塩害等を受けている部分で、東日本大震災のときも、本県の農業技術のほうがあちらの普及に行ったりはしているのですが、現実的には耕作されている方々に、このようにして塩を抜く、あるいはある程度塩分が残っているところでの作物の作り方をやっていますので、生産サイドでのつながりはできるのかなと思っています。

○八田座長 それも、そんなに労働者を連れてくる話かなと。もうちょっと技術者を連れてきて、知ってもらふことのほうが重要な気がします。

○千田課長 バリ州もしくはタイにつきましては、我々県と同じように、担当している農政担当部局を含めて交流しておりまして、おっしゃるように、そういった趣旨をトップダウン的にもつなげていきたいと考えております。

○八田座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、今日は大変詳しく説明していただきまして、どうもありがとうございました。